

平成 26 年度 公益社団法人 全国大学保健管理協会中国四国地方部会
保健・看護分科会運営委員会 議事要旨

開催日時：平成 26 年 8 月 27 日（水）14:00～14:45

場 所：くにびきメッセ（島根県立産業交流会館）1 階小ホール（松江市学園南 1-2-1）

出席者：委員長：杉原、副委員長：長廻、書記：早淵、委員：村上、森、森福、梅田、
浜本、濱岡、計 9 名

欠席者：黒木、工藤 委任状あり

議題

(1) 第 44 回中国四国大学保健管理研究集会、保健看護分科会情報交換会等について

- ① 島根大学長廻副委員長より、講演内容、グループ討議についての説明があった（グループ討議は全体発表なしで有意義に 50 分情報交換が可能となった）。
- ② アンケートは会期中に回収し、次期当番大学の徳島大学が集計する予定であると長廻副委員長より確認があった。

(2) 分科会員について

- ① 杉原委員長よりメーリングリスト、会員名簿についての説明があり、徳島大学の名称変更、新会員、名簿修正があれば再送付予定の確認をした。

(3) ホームページについて

- ① 杉原委員長より以前決めた役割の確認があった。
- ② 村上委員より切れているリンクの確認が必要との指摘があった。
- ③ 杉原委員長より各自気づいた点があれば村上委員、森福委員に知らせるよう会員に確認した。

(4) (新) 保健・看護分科会運営細則及び申し合わせ事項について

- ① 杉原委員長より (新) 保健・看護分科会運営委員会細則及び申し合わせ事項 (案) について資料の提示と改正内容に関する説明があった。

● 「(新) 公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会保健・看護分科会運営細則」の主な改正内容 (案)

- ・ 第 2 条の「会員」を「分科会員」に変更。
- ・ 第 3 条の「情報交換会」を「勉強会」に変更。
- ・ 第 4 条の「運営委員会」を「運営会議」に「委員長」を「議長」に、「副委員長」を「副議長」に今後の運用内容として「年 2 回以上開催し」を「年 1 回以上開催し」に変更し、運営委員会は重要事項を決定する場ではなく「審議」する会議と変更になった。また「3 分の 2 以上の出席をもって成立し」に関してはそのまま残した。欠席の場合の委任状は署名捺印を必要としていたものからメール添付で可能とする事の確認を合わせて行った。

- ・第 5 条の「総会」は「連絡会」とし「重要事項を審議決定する」の項目は削除し、その結果定足数は不要となる。
- ・第 7 条、8 条の費用、会費、補助金、監査に関する項目は削除した。今後会計をおかなくてはいけなくなった時は運営会議で話し合えば良いという旨確認しあった。
- 「(新) 公益社団法人全国大学保健管理協会中国四国地方部会保健・看護分科会運営細則に関する申し合わせ事項」の主な改正内容（案）
 - ・細則第 2 条関連の「I 種会員・II 種会員」を「I 種会員校の保健管理施設に所属する保健師、看護師及びこれに準ずる者並びに II 種会員で保健・看護分科会に参加する意思を確認した者」と詳細を説明する記載に変更。
 - ・細則第 4 条 1 項関係では「役員」を「分科会員」に、書記を「前当番大学及び次期当番大学の役員とする」を「次期または事次々期当番大学の地方部会幹事とする」とした。また「役員が運営委員会に出席できない場合は同じ大学の会員を代理人として出席させることができる」が削除となった。「総会」に関する項目は削除とする。

- ② 杉原委員長より委員に対して新案の承認の有無の確認があり全員一致で承認された。承認を受けて 28 日の幹事会に提出し承認を得られれば 29 日の総会にて審議、決議予定である旨説明があった。また重要でない語句の変更を代表世話人校が行うことがある旨説明があり同様に承認された。
- ③ 梅田委員より連絡会（旧総会）の参加申し込みは当番大学が参加人数確認する意味で今まで通り提出する必要があるのではないかという質問があり、参加申し込みは今まで通り行う事となった。
- ④ なお以上の変更による運用は次期当番大学の徳島大学からとする旨確認しあった。

(5) その他

- ① 村上委員より平成 25 年岐阜市で行われた(仮)保健看護職代表者会議について資料の提示と報告があった。全国レベルのネットワーク作りを目的に今後全国研究集会期間中に 1 回代表者会議を開催予定で平成 26 年度は村上委員と杉原委員長が参加予定。今後の全国にまたがるメーリングリストや E ナースの活用を今後検討していく予定。